



新型コロナウイルス感染症対策に伴う 「電話での再診による処方箋の発行」について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者が感染源と接する機会を少なくするため、電話診察等による医薬品の処方が認められました。
(令和2年2月28日付 厚生労働省通知)

当院では、以下の対象患者さんで、医師が判断した場合に限り、お電話による診察を令和2年4月3日から開始します。

【対象患者】

慢性疾患等を有する定期受診患者さん（定期受診の予約をされている方）



電話再診の流れ

- 1 お薬手帳をご用意のうえ、平日の8時30分～11時（※予約当日）に「代表電話:0947-44-2100」にご連絡ください。※「電話再診の件」とお伝えください。
担当のスタッフが、次の内容を確認します。
(連絡先、診察券番号、氏名、主治医、予約日、残薬量、調剤薬局名)
- 2 担当スタッフが主治医に確認させていただきますので、一旦電話を切ってお待ちください。
(主治医が、処方箋の発行が可能かどうか判断します)
- 3 主治医から折り返しお電話させていただき、電話での診察後、処方可能の場合は処方箋を発行します。(※処方不可の場合は、後日来院いただき、診察を受けてください)
- 4 受取希望の調剤薬局に、当院から処方箋をFAXしますので、午後から調剤薬局でお受け取りください。

会計（診察料及び処方箋料等）について

診察料及び処方箋料等の費用は、次回の来院日にお支払ください。

令和2年4月3日 田川市立病院 病院長